



厚生労働省

ひと、暮らし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

外来特例について（追加資料）

厚生労働省 保険局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

外来特例の月額上限に該当する者の疾病別 患者割合（上位10疾病分類）

【一般（窓口負担2割）】

75歳以上（後期高齢者）

外来特例の月額上限【該当者全体】		年1回		年2～5回		年6回以上	
疾病分類	患者割合	疾病分類	患者割合	疾病分類	患者割合	疾病分類	患者割合
1 歯肉炎及び歯周疾患	8.9%	歯肉炎及び歯周疾患	12.3%	その他の悪性新生物＜腫瘍＞	9.5%	その他の悪性新生物＜腫瘍＞	10.9%
2 高血圧性疾患	8.1%	高血圧性疾患	9.9%	糖尿病	7.4%	腎不全	10.8%
3 その他の悪性新生物＜腫瘍＞	7.0%	糖尿病	6.4%	歯肉炎及び歯周疾患	6.9%	糖尿病	6.0%
4 糖尿病	6.7%	その他の心疾患	4.8%	高血圧性疾患	6.6%	高血圧性疾患	5.5%
5 その他の心疾患	5.0%	その他の悪性新生物＜腫瘍＞	4.3%	その他の心疾患	5.5%	その他の心疾患	4.8%
6 その他の眼及び付属器の疾患	4.1%	その他の眼及び付属器の疾患	3.7%	その他の眼及び付属器の疾患	5.1%	炎症性多発性関節障害	3.9%
7 屈折及び調節の障害	3.2%	屈折及び調節の障害	3.6%	屈折及び調節の障害	3.3%	気管、気管支及び肺の悪性新生物＜腫瘍＞	3.1%
8 脊椎障害（脊椎症を含む）	2.7%	白内障	3.0%	脊椎障害（脊椎症を含む）	3.0%	その他の眼及び付属器の疾患	2.9%
9 虚血性心疾患	2.7%	虚血性心疾患	2.8%	虚血性心疾患	2.8%	慢性閉塞性肺疾患	2.5%
10 白内障	2.4%	脊椎障害（脊椎症を含む）	2.7%	白内障	2.1%	その他の呼吸器系の疾患	2.5%

【一般（窓口負担1割）】

外来特例の月額上限【該当者全体】		年1回		年2～5回		年6回以上	
疾病分類	患者割合	疾病分類	患者割合	疾病分類	患者割合	疾病分類	患者割合
1 その他の悪性新生物＜腫瘍＞	8.9%	屈折及び調節の障害	11.5%	その他の悪性新生物＜腫瘍＞	11.6%	腎不全	32.1%
2 その他の眼及び付属器の疾患	8.5%	その他の眼及び付属器の疾患	10.9%	その他の眼及び付属器の疾患	9.2%	その他の悪性新生物＜腫瘍＞	12.7%
3 腎不全	8.2%	白内障	10.5%	糖尿病	5.2%	糖尿病	4.4%
4 屈折及び調節の障害	7.4%	その他の悪性新生物＜腫瘍＞	5.6%	屈折及び調節の障害	5.1%	気管、気管支及び肺の悪性新生物＜腫瘍＞	4.4%
5 白内障	6.0%	糖尿病	5.3%	炎症性多発性関節障害	4.9%	高血圧性疾患	3.7%
6 糖尿病	5.1%	歯肉炎及び歯周疾患	5.0%	気管、気管支及び肺の悪性新生物＜腫瘍＞	4.3%	炎症性多発性関節障害	3.0%
7 高血圧性疾患	3.9%	不詳	4.5%	腎不全	3.6%	その他の心疾患	2.7%
8 気管、気管支及び肺の悪性新生物＜腫瘍＞	3.4%	高血圧性疾患	4.1%	高血圧性疾患	3.6%	乳房の悪性新生物＜腫瘍＞	2.0%
9 不詳	3.2%	その他の心疾患	3.1%	その他の心疾患	3.2%	その他の呼吸器系の疾患	2.0%
10 歯肉炎及び歯周疾患	3.1%	気管、気管支及び肺の悪性新生物＜腫瘍＞	2.4%	白内障	2.7%	その他の眼及び付属器の疾患	1.7%

※1. 特定疾病は考慮せず、外来の医療費に自己負担割合を乗じたものと、外来特例の月額上限との比較のみで外来特例の該当の有無を判定しているため、結果をみる際には注意を要する。

※2. 疾病分類は、各患者について、1年間で最も医療費（調剤を含まない）がかかった主疾病の分類としている。

※3. 「外来特例の月額上限【該当あり】」は、1年間で1回以上外来特例の月額上限に該当する者に係る集計。それぞれの患者数を100%とした時の割合。

（出典）令和6年度のNDBデータを用いて推計

外来特例の月額上限に該当する者の疾病別 患者割合（上位 10 疾病分類）

75歳以上（後期高齢者）

【低所得Ⅱ】

	外来特例の月額上限【該当者全体】		年 1 回		年 2 ～ 5 回		年 6 回以上	
	疾病分類	患者割合	疾病分類	患者割合	疾病分類	患者割合	疾病分類	患者割合
1	高血圧性疾患	10.6%	高血圧性疾患	13.2%	高血圧性疾患	9.0%	腎不全	12.9%
2	歯肉炎及び歯周疾患	9.0%	歯肉炎及び歯周疾患	12.2%	歯肉炎及び歯周疾患	8.3%	高血圧性疾患	7.3%
3	糖尿病	6.5%	糖尿病	5.9%	糖尿病	7.2%	糖尿病	6.5%
4	その他の心疾患	5.5%	その他の心疾患	5.1%	その他の心疾患	6.1%	その他の悪性新生物＜腫瘍＞	5.9%
5	その他の悪性新生物＜腫瘍＞	4.0%	脂質異常症	2.9%	その他の悪性新生物＜腫瘍＞	5.3%	その他の心疾患	5.4%
6	脊椎障害（脊椎症を含む）	3.1%	脊椎障害（脊椎症を含む）	2.9%	その他の眼及び付属器の疾患	3.8%	炎症性多発性関節障害	4.2%
7	その他の眼及び付属器の疾患	3.0%	その他の眼及び付属器の疾患	2.9%	脊椎障害（脊椎症を含む）	3.6%	脊椎障害（脊椎症を含む）	2.8%
8	腎不全	2.8%	関節症	2.7%	関節症	3.0%	アルツハイマー病	2.6%
9	関節症	2.7%	屈折及び調節の障害	2.5%	虚血性心疾患	2.6%	慢性閉塞性肺疾患	2.4%
10	虚血性心疾患	2.4%	虚血性心疾患	2.5%	屈折及び調節の障害	2.5%	歯肉炎及び歯周疾患	2.3%

【低所得Ⅰ】

	外来特例の月額上限【該当者全体】		年 1 回		年 2 ～ 5 回		年 6 回以上	
	疾病分類	患者割合	疾病分類	患者割合	疾病分類	患者割合	疾病分類	患者割合
1	高血圧性疾患	12.8%	高血圧性疾患	15.3%	高血圧性疾患	11.2%	高血圧性疾患	9.5%
2	歯肉炎及び歯周疾患	8.8%	歯肉炎及び歯周疾患	11.5%	歯肉炎及び歯周疾患	8.2%	腎不全	9.4%
3	その他の心疾患	6.2%	その他の心疾患	5.7%	その他の心疾患	6.7%	その他の心疾患	6.5%
4	糖尿病	5.8%	糖尿病	5.2%	糖尿病	6.5%	糖尿病	5.8%
5	アルツハイマー病	3.9%	アルツハイマー病	4.0%	アルツハイマー病	3.5%	炎症性多発性関節障害	4.5%
6	脊椎障害（脊椎症を含む）	3.0%	脂質異常症	2.8%	脊椎障害（脊椎症を含む）	3.4%	アルツハイマー病	4.2%
7	関節症	2.8%	関節症	2.7%	その他の眼及び付属器の疾患	3.2%	その他の悪性新生物＜腫瘍＞	3.5%
8	骨折	2.6%	脳梗塞	2.6%	関節症	3.1%	脊椎障害（脊椎症を含む）	2.8%
9	その他の眼及び付属器の疾患	2.5%	脊椎障害（脊椎症を含む）	2.6%	その他の悪性新生物＜腫瘍＞	3.0%	歯肉炎及び歯周疾患	2.7%
10	脳梗塞	2.5%	骨折	2.5%	骨折	3.0%	脳梗塞	2.4%

※ 1. 特定疾病は考慮せず、外来の医療費に自己負担割合を乗じたものと、外来特例の月額上限との比較のみで外来特例の該当の有無を判定しているため、結果をみる際には注意を要する。

※ 2. 疾病分類は、各患者について、1年間で最も医療費（調剤を含まない）がかかった主疾病の分類としている。

※ 3. 「外来特例の月額上限【該当あり】」は、1年間で1回以上外来特例の月額上限に該当する者に係る集計。それぞれの患者数を100%とした時の割合。

（出典）令和6年度のNDBデータを用いて推計

外来特例の月額上限に該当する者の疾病別 患者割合（上位10疾病分類）

70～74歳

【一般】

	外来特例の月額上限【該当者全体】		年1回		年2～5回		年6回以上	
	疾病分類	患者割合	疾病分類	患者割合	疾病分類	患者割合	疾病分類	患者割合
1	歯肉炎及び歯周疾患	10.5%	歯肉炎及び歯周疾患	14.0%	糖尿病	9.1%	その他の悪性新生物＜腫瘍＞	13.1%
2	糖尿病	7.5%	糖尿病	6.8%	その他の悪性新生物＜腫瘍＞	8.3%	腎不全	9.9%
3	その他の悪性新生物＜腫瘍＞	6.2%	高血圧性疾患	6.6%	歯肉炎及び歯周疾患	7.3%	糖尿病	6.4%
4	高血圧性疾患	5.4%	屈折及び調節の障害	4.9%	その他の眼及び付属器の疾患	5.2%	炎症性多発性関節障害	6.0%
5	その他の眼及び付属器の疾患	4.6%	その他の眼及び付属器の疾患	4.7%	高血圧性疾患	4.0%	気管、気管支及び肺の悪性新生物＜腫瘍＞	5.1%
6	屈折及び調節の障害	4.2%	白内障	4.2%	屈折及び調節の障害	3.9%	乳房の悪性新生物＜腫瘍＞	4.0%
7	白内障	3.3%	その他の悪性新生物＜腫瘍＞	3.7%	その他の心疾患	3.2%	高血圧性疾患	2.7%
8	その他の心疾患	2.8%	その他の消化器系の疾患	3.4%	気管、気管支及び肺の悪性新生物＜腫瘍＞	2.8%	その他の呼吸器系の疾患	2.3%
9	その他の消化器系の疾患	2.8%	その他の心疾患	2.7%	炎症性多発性関節障害	2.7%	その他の眼及び付属器の疾患	2.3%
10	脊椎障害（脊椎症を含む）	2.2%	脂質異常症	2.4%	白内障	2.6%	結腸の悪性新生物＜腫瘍＞	2.1%

【低所得Ⅱ】

	外来特例の月額上限【該当者全体】		年1回		年2～5回		年6回以上	
	疾病分類	患者割合	疾病分類	患者割合	疾病分類	患者割合	疾病分類	患者割合
1	歯肉炎及び歯周疾患	13.8%	歯肉炎及び歯周疾患	17.3%	歯肉炎及び歯周疾患	14.3%	糖尿病	12.6%
2	高血圧性疾患	11.4%	高血圧性疾患	15.1%	高血圧性疾患	10.6%	高血圧性疾患	6.6%
3	糖尿病	8.4%	糖尿病	6.0%	糖尿病	8.4%	歯肉炎及び歯周疾患	6.6%
4	脂質異常症	4.0%	脂質異常症	5.5%	脂質異常症	3.8%	その他の悪性新生物＜腫瘍＞	5.0%
5	その他の心疾患	3.0%	その他の歯及び歯の支持組織の障害	2.9%	その他の心疾患	3.3%	腎不全	4.1%
6	その他の悪性新生物＜腫瘍＞	2.9%	関節症	2.3%	関節症	3.0%	その他の心疾患	3.8%
7	関節症	2.8%	その他の眼及び付属器の疾患	2.3%	その他の悪性新生物＜腫瘍＞	3.0%	脊椎障害（脊椎症を含む）	3.6%
8	脊椎障害（脊椎症を含む）	2.6%	その他の消化器系の疾患	2.2%	脊椎障害（脊椎症を含む）	2.7%	関節症	3.4%
9	その他の眼及び付属器の疾患	2.4%	その他の心疾患	2.2%	その他の眼及び付属器の疾患	2.6%	炎症性多発性関節障害	2.9%
10	虚血性心疾患	2.0%	胃炎及び十二指腸炎	2.1%	虚血性心疾患	2.2%	虚血性心疾患	2.0%

【低所得Ⅰ】

	外来特例の月額上限【該当者全体】		年1回		年2～5回		年6回以上	
	疾病分類	患者割合	疾病分類	患者割合	疾病分類	患者割合	疾病分類	患者割合
1	歯肉炎及び歯周疾患	12.9%	歯肉炎及び歯周疾患	16.0%	歯肉炎及び歯周疾患	13.4%	糖尿病	12.2%
2	高血圧性疾患	10.8%	高血圧性疾患	14.3%	高血圧性疾患	10.3%	歯肉炎及び歯周疾患	6.8%
3	糖尿病	8.5%	糖尿病	6.0%	糖尿病	8.7%	高血圧性疾患	6.4%
4	脂質異常症	3.4%	脂質異常症	4.5%	その他の心疾患	3.4%	腎不全	4.8%
5	その他の心疾患	3.1%	その他の歯及び歯の支持組織の障害	3.1%	脂質異常症	3.3%	その他の悪性新生物＜腫瘍＞	4.0%
6	関節症	2.7%	その他の心疾患	2.3%	関節症	2.9%	その他の心疾患	3.7%
7	その他の悪性新生物＜腫瘍＞	2.5%	関節症	2.3%	その他の悪性新生物＜腫瘍＞	2.6%	統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	3.6%
8	脊椎障害（脊椎症を含む）	2.4%	その他の消化器系の疾患	2.1%	脊椎障害（脊椎症を含む）	2.5%	脊椎障害（脊椎症を含む）	3.1%
9	その他の眼及び付属器の疾患	2.0%	症状、徴候及び異常臨床所見・異常検査所見で他に分類されないもの	2.0%	その他の眼及び付属器の疾患	2.2%	関節症	3.0%
10	その他の歯及び歯の支持組織の障害	2.0%	胃炎及び十二指腸炎	2.0%	虚血性心疾患	2.0%	炎症性多発性関節障害	2.8%

※ 1. 特定疾病は考慮せず、外来の医療費に自己負担割合を乗じたものと、外来特例の月額上限との比較のみで外来特例の該当の有無を判定しているため、結果をみる際には注意を要する。
 ※ 2. 疾病分類は、各患者について、1年間で最も医療費（調剤を含まない）がかかった主疾病の分類としている。
 ※ 3. 「外来特例の月額上限【該当あり】」は、1年間で1回以上外来特例の月額上限に該当する者に係る集計。それぞれの患者数を100%とした時の割合。

（出典）令和6年度のNDBデータを用いて推計

外来特例の利用時の医療費負担の例①

令和7年11月21日

第6回高額療養費制度の在り方に関する専門委員会

資料 1

ケース

70歳代会社員・男性・標報24万円（年収約330万円）の患者

主な傷病

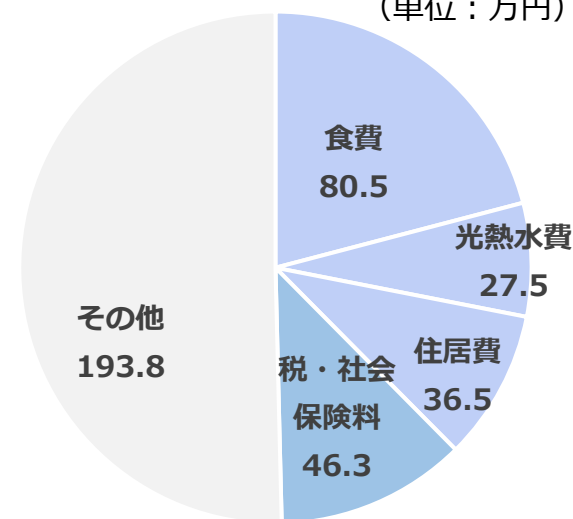
慢性心不全、不整脈、パーキンソン病

総医療費 約76.0万円（2割負担分 約15.2万円）

➔ 高額療養費制度により自己負担 約12.4万円

【家計調査】年間収入300～350万円の家計の状況（年間・2人以上勤労者世帯）

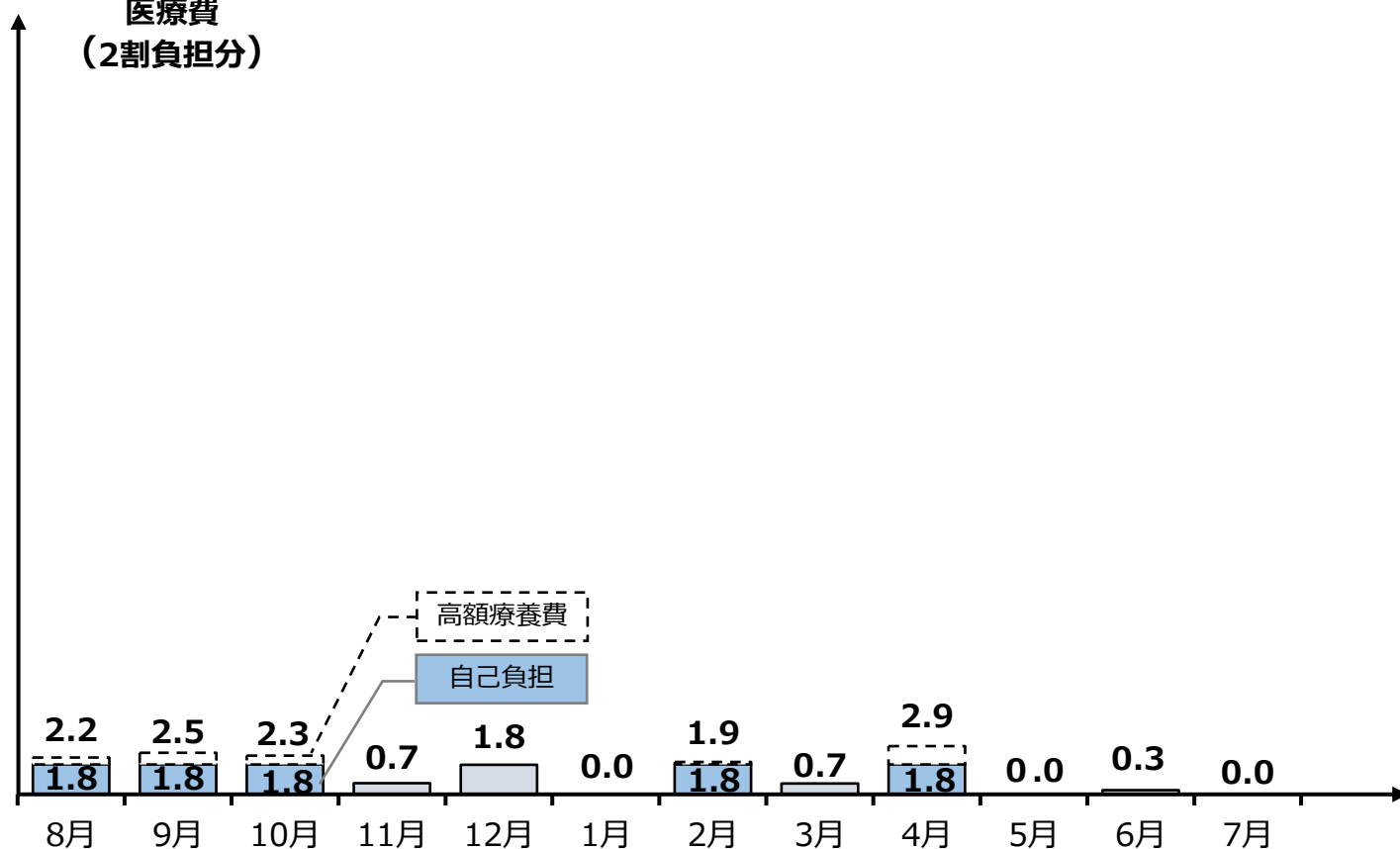
（単位：万円）



※1 総収入（実収入）、食費、光熱水費、住居費（土地家屋借金返済含む）、税・社会保険料は、総務省「家計調査」（2024）における世帯支出（2人以上勤労者世帯、年収階級300～350万円、月額）を12倍して年間換算。

※2 「年間収入」は過去1年間の収入であるため、各年間収入階級の実収入の平均を12倍しても必ずしも当該階級内には入らない。（家計調査 用語の解説）

医療費
（2割負担分）



※協会けんぽにおけるある年の8月～7月の医療費データを加工して作成

外来特例の利用時の医療費負担の例②

令和7年11月21日

第6回高額療養費制度の在り
方に関する専門委員会

資料 1

ケース

70歳代会社員・男性・標報19万円（年収約250万円）の患者

総医療費 約99.8万円（2割負担分 約20.0万円）

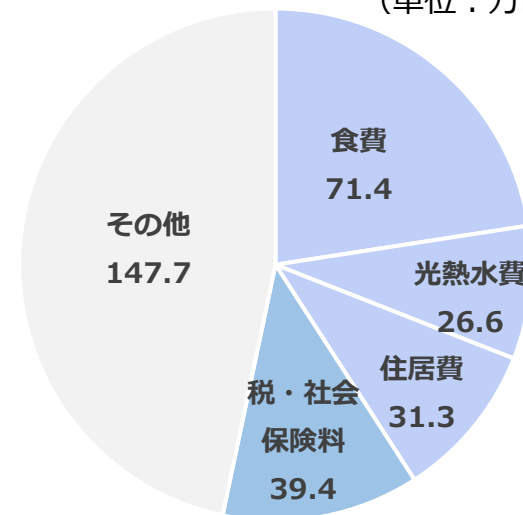
➔ 高額療養費制度により自己負担 14.4万円

主な傷病

陳旧性心筋梗塞（植え込み型除細動器）

【家計調査】年間収入200～250万円の家計
の状況（年間・2人以上勤労者世帯）

（単位：万円）



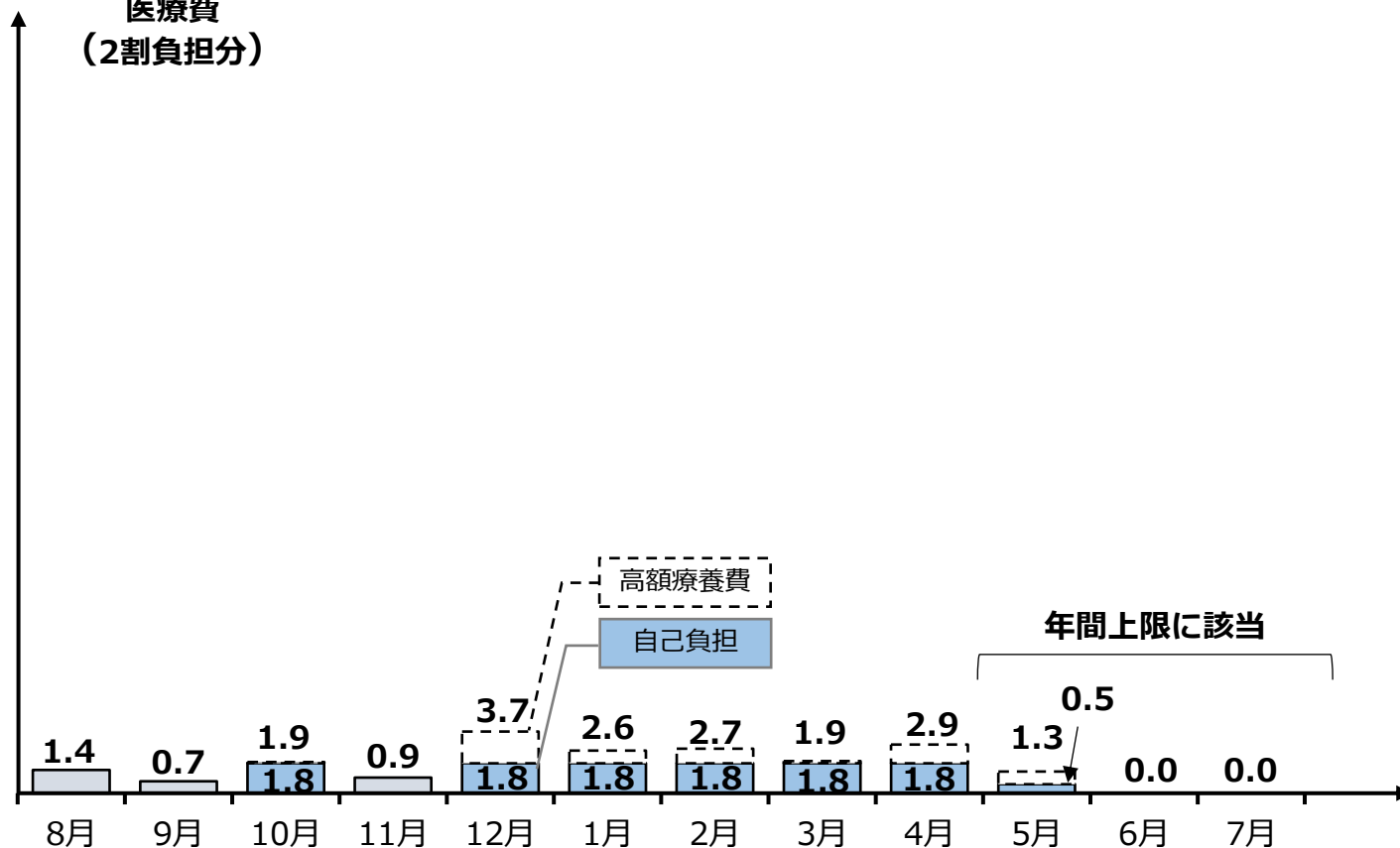
※1 総収入（実収入）、食費、光熱水費、住居費（土地家屋借金返済含む）、税・社会保険料は、総務省「家計調査」（2024）における世帯支出（2人以上勤労者世帯、年収階級200～250万円、月額）を12倍して年間換算。

※2 「年間収入」は過去1年間の収入であるため、各年間収入階級の実収入の平均を12倍しても必ずしも当該階級内には入らない。（家計調査 用語の解説）

5

（万円）

医療費
（2割負担分）



※協会けんぽにおけるある年の8月～7月の医療費データを加工して作成

外来特例の利用時の医療費負担の例③

令和7年11月21日

第6回高額療養費制度の在り方に関する専門委員会

資料 1

ケース

70歳代会社員・女性・標報10.4万円（年収約130万円）の患者

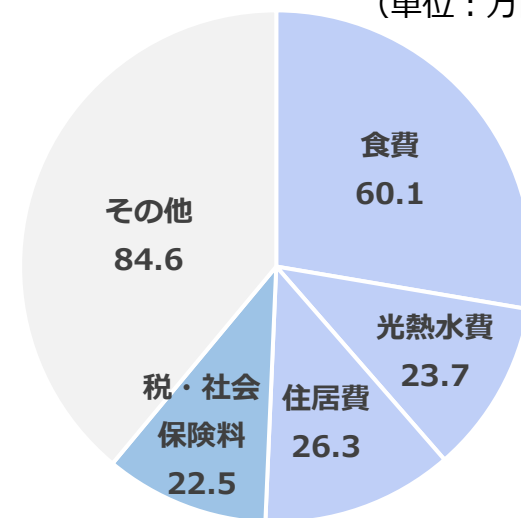
主な傷病
関節リウマチ

総医療費 約156.1万円（2割負担分 約31.2万円）

➔ 高額療養費制度により自己負担 14.4万円

【家計調査】年間収入200万円未満の家計の状況（年間・2人以上勤労者世帯）

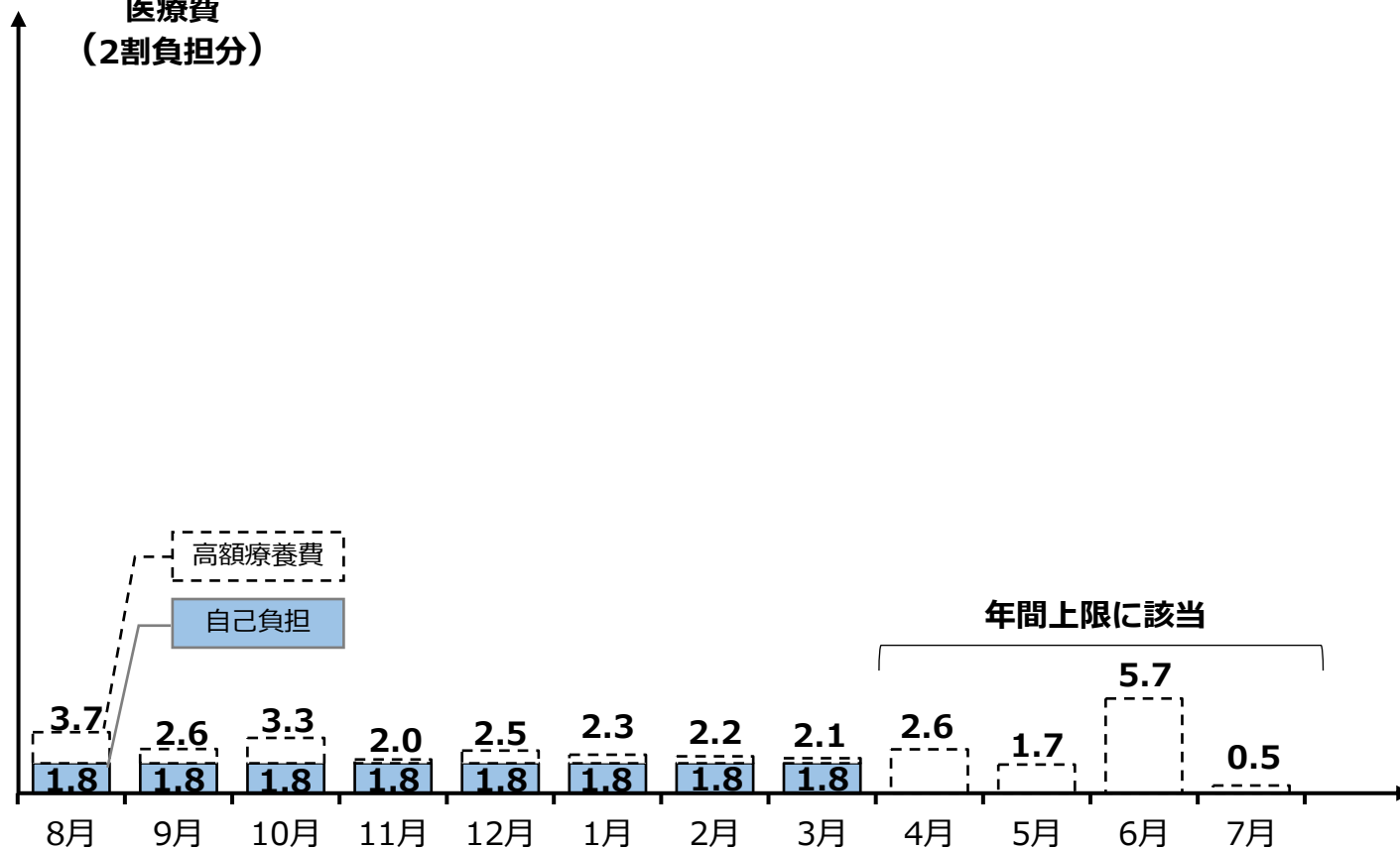
（単位：万円）



※1 総収入（実収入）、食費、光熱水費、住居費（土地家屋借金返済含む）、税・社会保険料は、総務省「家計調査」（2024）における世帯支出（2人以上勤労者世帯、年収階級200万円未満、月額）を12倍して年間換算。

※2 「年間収入」は過去1年間の収入であるため、各年間収入階級の実収入の平均を12倍しても必ずしも当該階級内には入らない。（家計調査 用語の解説）

医療費
（2割負担分）



※協会けんぽにおけるある年の8月～7月の医療費データを加工して作成

外来特例の利用時の医療費負担の例④

令和7年11月21日

第6回高額療養費制度の在り
方に関する専門委員会

資料 1

ケース

70歳代会社員・男性・標報16万円（年収約210万円）の患者

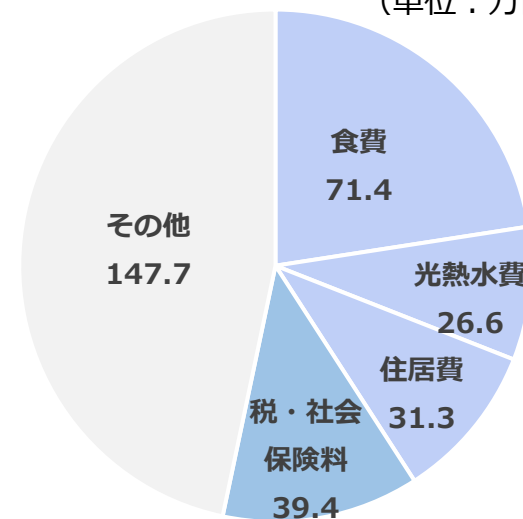
主な傷病
胃がん、転移性肺がん

総医療費 約233.0万円（2割負担分 約46.6万円）

➡ 高額療養費制度により自己負担 14.4万円

【家計調査】年間収入200～250万円の家計
の状況（年間・2人以上勤労者世帯）

（単位：万円）



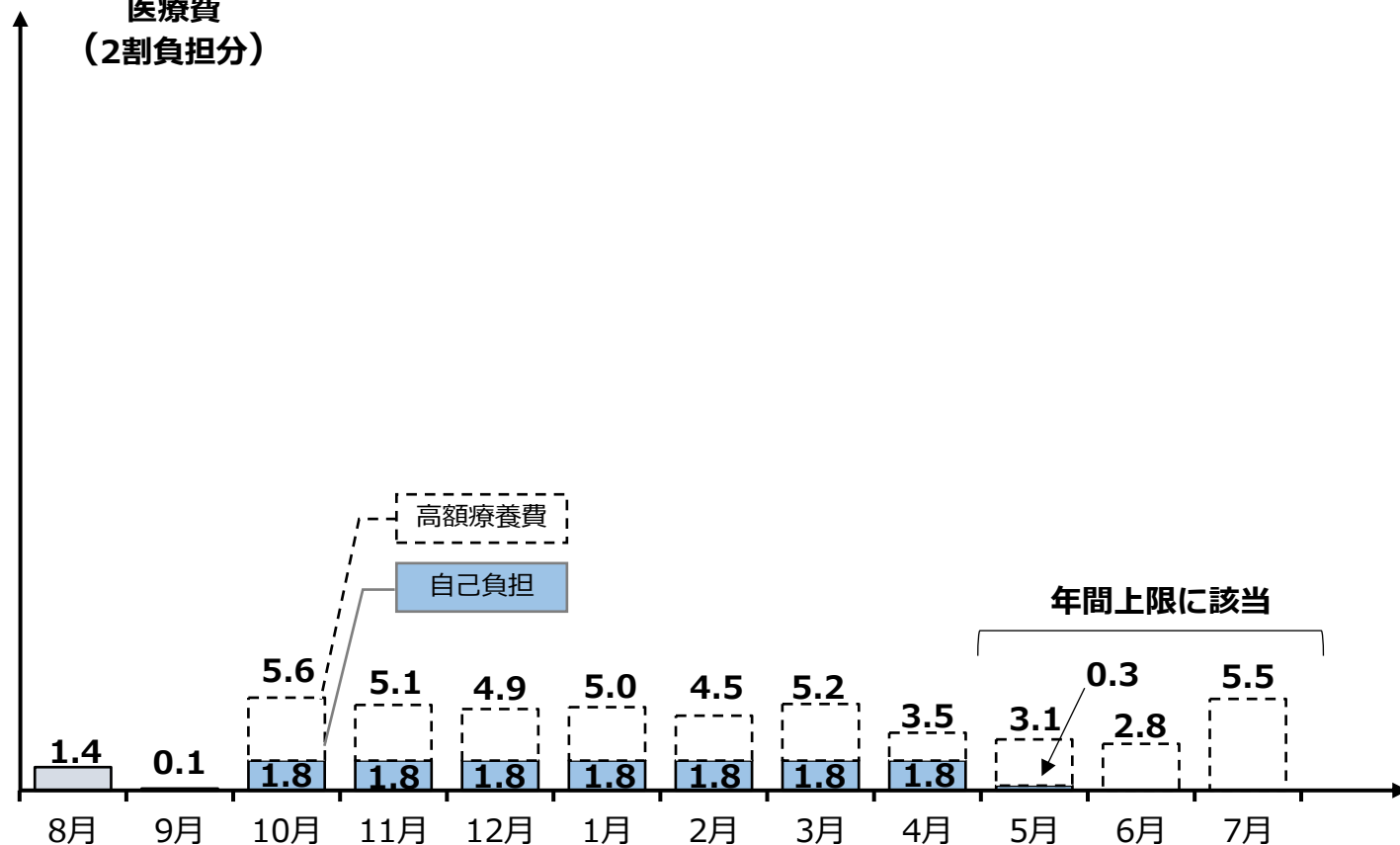
※1 総収入（実収入）、食費、光熱水費、住居費（土地家屋借金返済含む）、税・社会保険料は、総務省「家計調査」（2024）における世帯支出（2人以上勤労者世帯、年収階級200～250万円、月額）を12倍して年間換算。

※2 「年間収入」は過去1年間の収入であるため、各年間収入階級の実収入の平均を12倍しても必ずしも当該階級内には入らない。（家計調査 用語の解説）

7

（万円）

医療費
（2割負担分）



※協会けんぽにおけるある年の8月～7月の医療費データを加工して作成

外来特例の利用時の医療費負担の例⑤

令和7年11月21日

第6回高額療養費制度の在り
方に関する専門委員会

資料 1

ケース

70歳代会社員・男性・標報18万円（年収約230万円）の患者

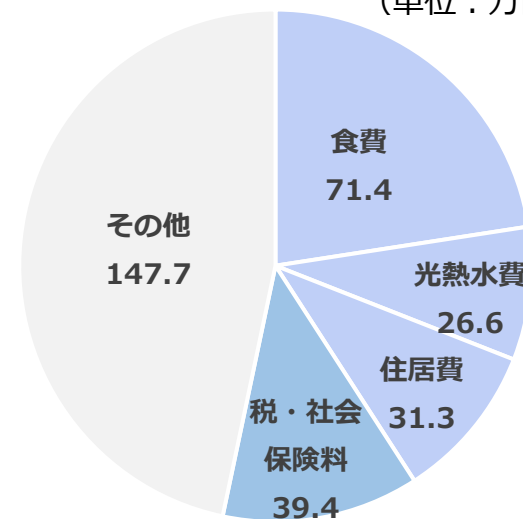
主な傷病
間質性肺炎

総医療費 約432.1万円（2割負担分 約86.4万円）

➔ 高額療養費制度により自己負担 14.4万円

【家計調査】年間収入200～250万円の家計
の状況（年間・2人以上勤労者世帯）

（単位：万円）

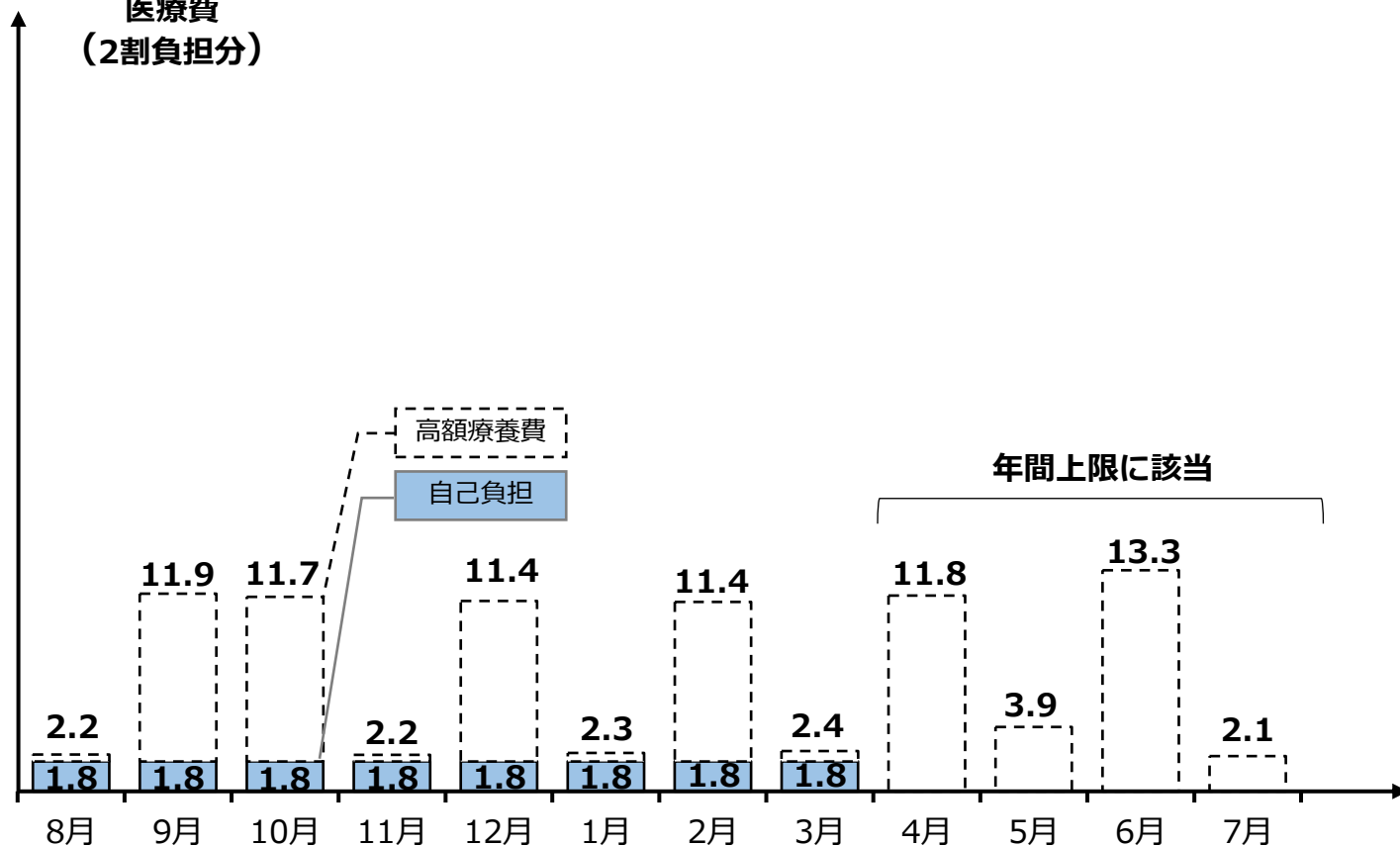


※1 総収入（実収入）、食費、光熱水費、住居費（土地家屋借金返済含む）、税・社会保険料は、総務省「家計調査」（2024）における世帯支出（2人以上勤労者世帯、年収階級200～250万円、月額）を12倍して年間換算。

※2 「年間収入」は過去1年間の収入であるため、各年間収入階級の実収入の平均を12倍しても必ずしも当該階級内には入らない。（家計調査 用語の解説）

（万円）

医療費
（2割負担分）



外来特例の利用時の医療費負担の例⑥

ケース

70歳代会社員・男性・標報24万円（年収約330万円）の患者

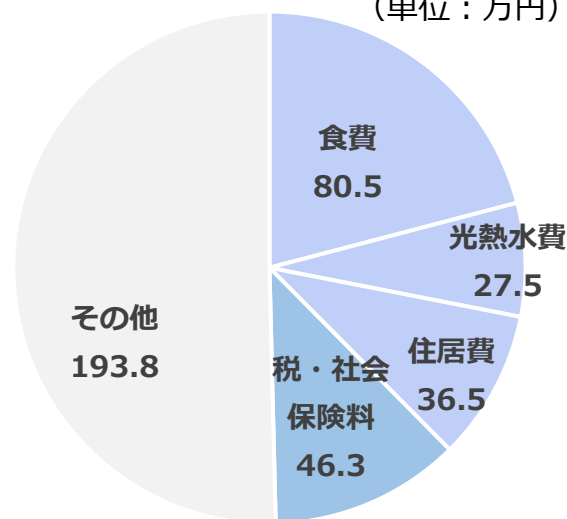
主な傷病(治療)
リンパ節転移の疑い(検査、画像診断等)

総医療費 約77.2万円（2割負担分 約15.4万円）

➔ 高額療養費制度により自己負担 12.4万円

【家計調査】年間収入300～350万円の家計
の状況（年間・2人以上勤労者世帯）

（単位：万円）

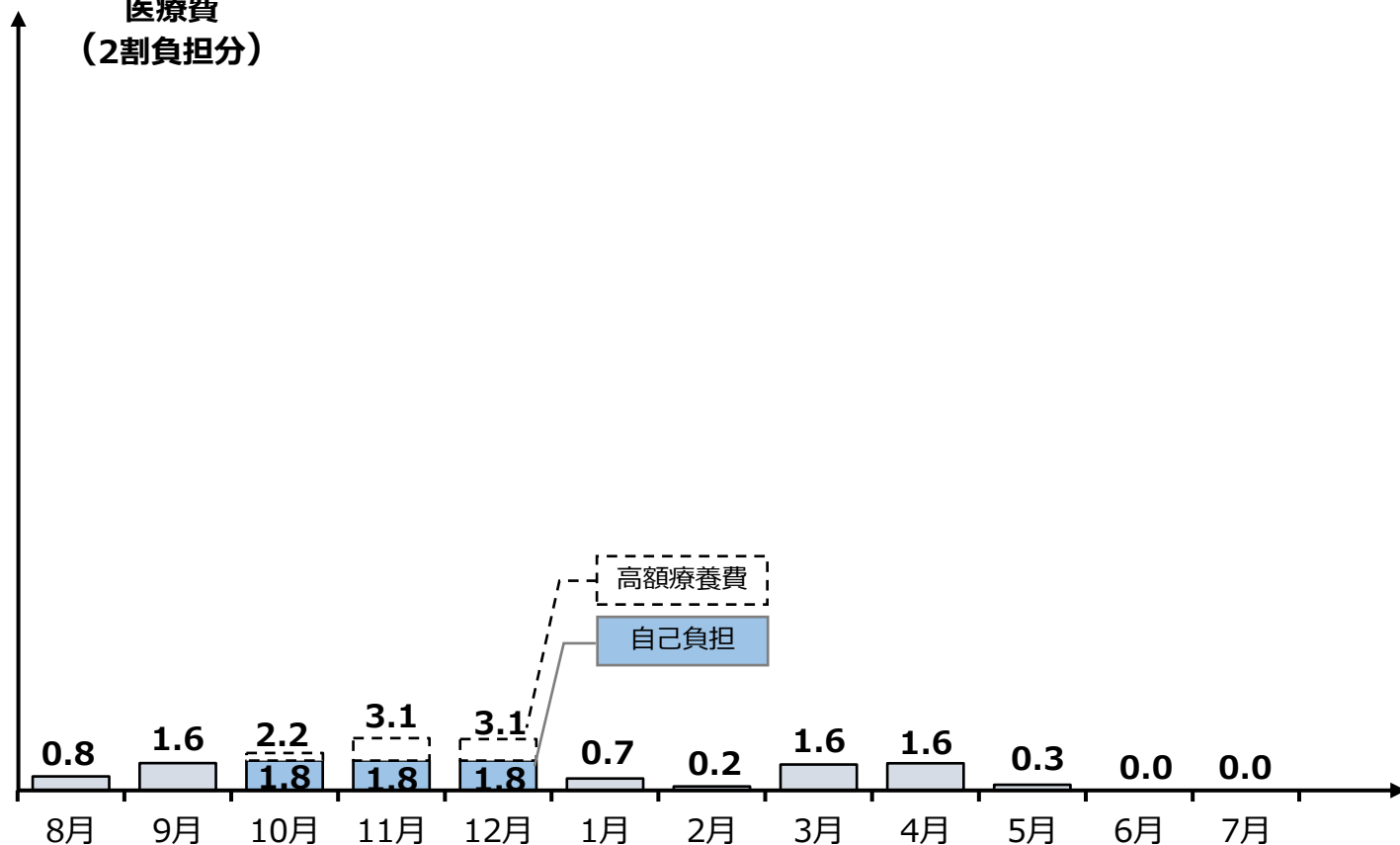


※1 総収入（実収入）、食費、光熱水費、住居費（土地家屋借金返済含む）、税・社会保険料は、総務省「家計調査」（2024）における世帯支出（2人以上勤労者世帯、年収階級300～350万円、月額）を12倍して年間換算。

※2 「年間収入」は過去1年間の収入であるため、各年間収入階級の実収入の平均を12倍しても必ずしも当該階級内には入らない。（家計調査 用語の解説）

（万円）

医療費
（2割負担分）



外来特例の利用時の医療費負担の例⑦

ケース

70歳代会社員・女性・標報20万円（年収約260万円）の患者

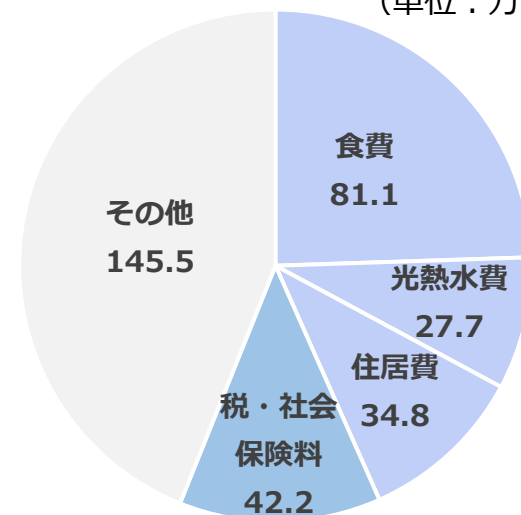
総医療費 約95.5万円（2割負担分 約19.1万円）

➡ 高額療養費制度により自己負担 14.4万円

主な傷病
骨粗鬆症（テリパラチド）

【家計調査】年間収入250～300万円の家計
の状況（年間・2人以上勤労者世帯）

（単位：万円）

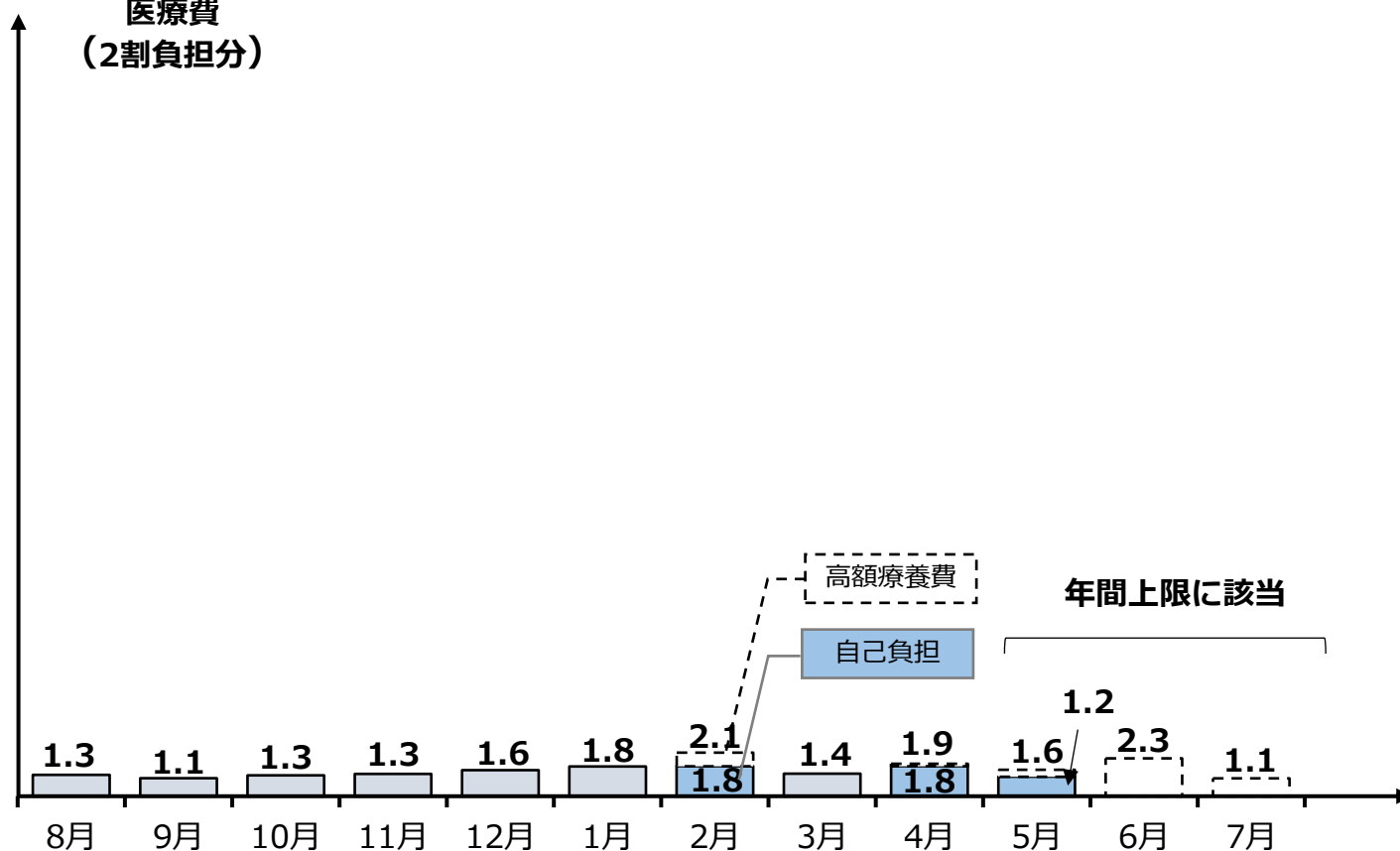


※1 総収入（実収入）、食費、光熱水費、住居費（土地家屋借金返済含む）、税・社会保険料は、総務省「家計調査」（2024）における世帯支出（2人以上勤労者世帯、年収階級250～300万円、月額）を12倍して年間換算。

※2 「年間収入」は過去1年間の収入であるため、各年間収入階級の実収入の平均を12倍しても必ずしも当該階級内には入らない。（家計調査 用語の解説）

（万円）

医療費
（2割負担分）



外来特例の利用時の医療費負担の例⑧

ケース

70歳代会社員・男性・標報16万円（年収約210万円）の患者

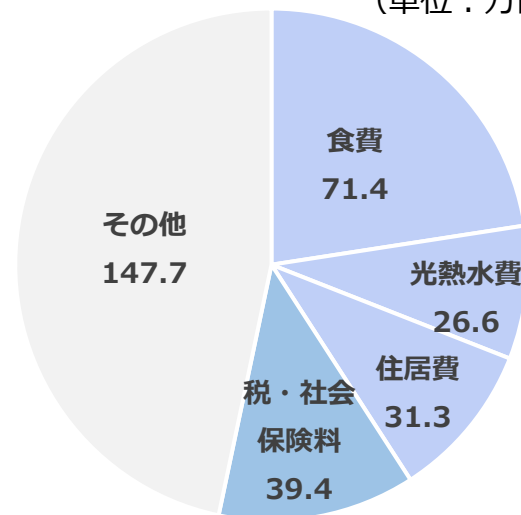
主な傷病
陳骨粗鬆症（イベニティ皮下注使用）、
転移性肺がん疑い

総医療費 約112.7万円（2割負担分 約22.5万円）

➡ 高額療養費制度により自己負担 14.4万円

【家計調査】年間収入200～250万円の家計
の状況（年間・2人以上勤労者世帯）

（単位：万円）

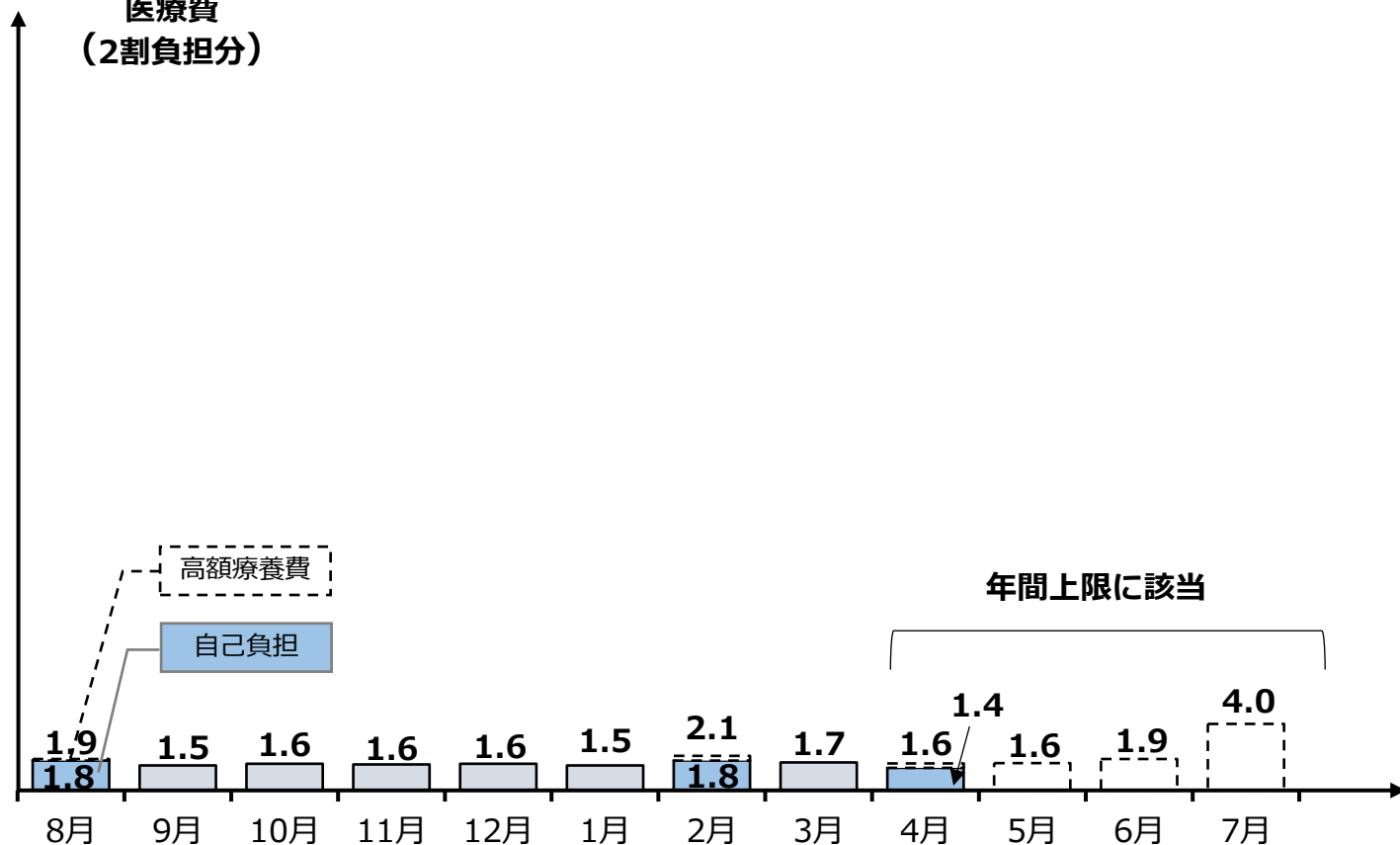


※1 総収入（実収入）、食費、光熱水費、住居費（土地家屋借金返済含む）、税・社会保険料は、総務省「家計調査」（2024）における世帯支出（2人以上勤労者世帯、年収階級200～250万円、月額）を12倍して年間換算。

※2 「年間収入」は過去1年間の収入であるため、各年間収入階級の実収入の平均を12倍しても必ずしも当該階級内には入らない。（家計調査 用語の解説）

（万円）

医療費
（2割負担分）



外来特例の利用時の医療費負担の例⑨

ケース

70歳代会社員・男性・標報22万円（年収約290万円）の患者

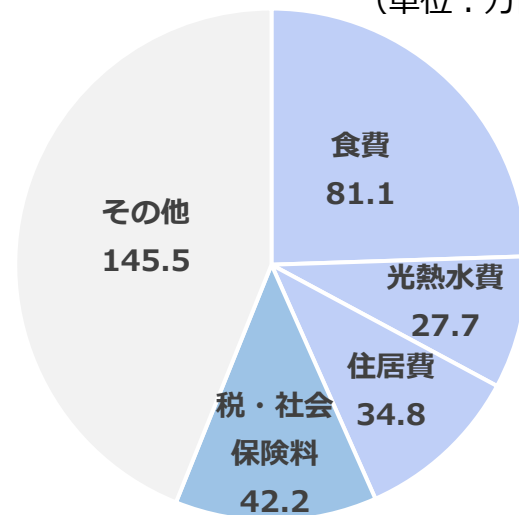
主な傷病
関節リウマチ（オルミエント使用）

総医療費 約108.4万円（2割負担分 約21.7万円）

➡ 高額療養費制度により自己負担 14.4万円

【家計調査】年間収入250～300万円の家計の状況（年間・2人以上勤労者世帯）

（単位：万円）

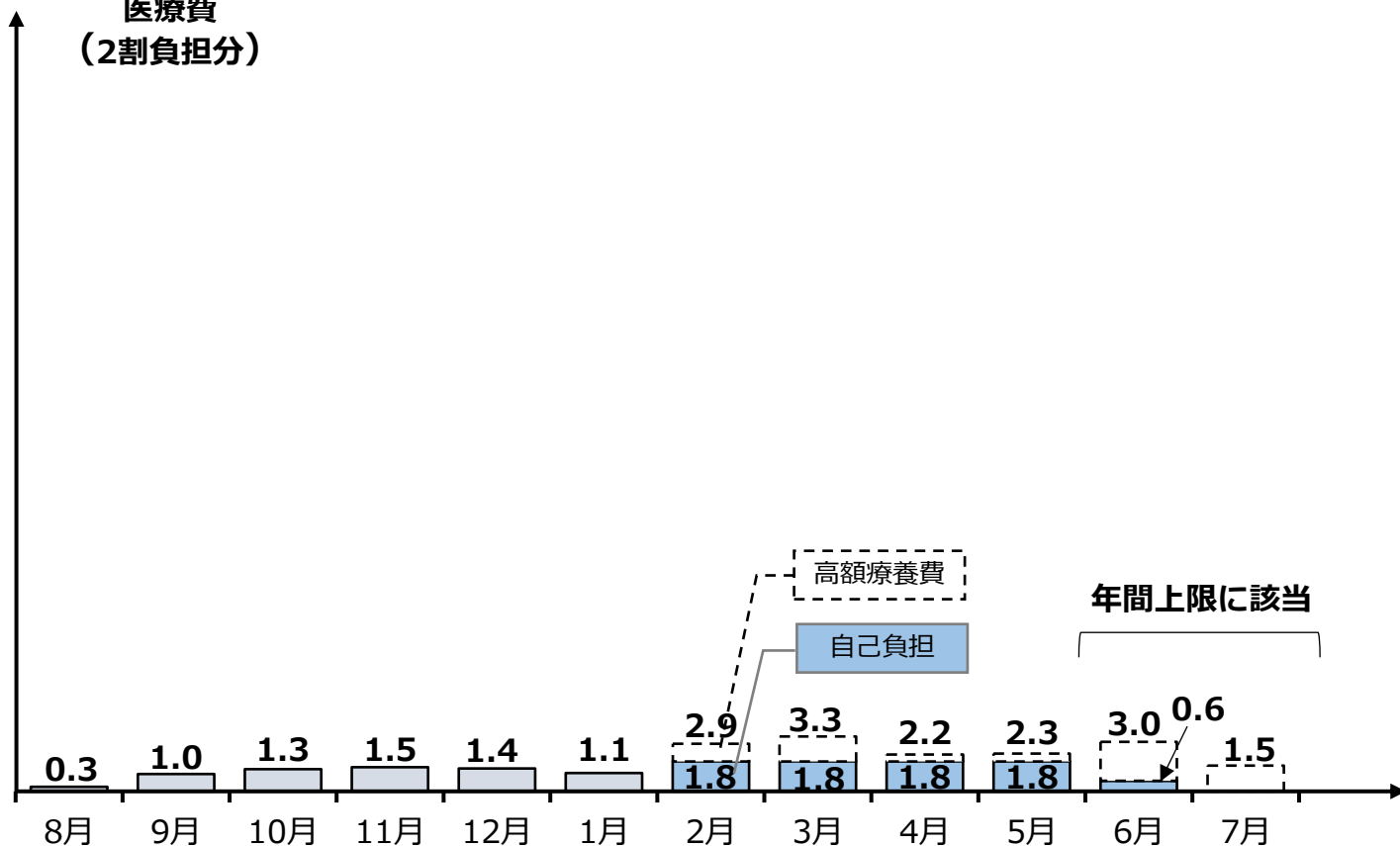


※1 総収入（実収入）、食費、光熱水費、住居費（土地家屋借金返済含む）、税・社会保険料は、総務省「家計調査」（2024）における世帯支出（2人以上勤労者世帯、年収階級250～300万円、月額）を12倍して年間換算。

※2 「年間収入」は過去1年間の収入であるため、各年間収入階級の実収入の平均を12倍しても必ずしも当該階級内には入らない。（家計調査 用語の解説）

（万円）

医療費
（2割負担分）



年間上限に該当